

○一関工業高等専門学校に勤務する教職員の労働時間等に関する規則

(平成18年4月25日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第9号）第5条及び独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第14号）第5条の定めに基づき、一関工業高等専門学校に勤務する教職員の休憩時間について、定めるものとする。

(休憩時間)

第2条 休憩時間は、午後0時15分から午後1時00分までとする。ただし、業務上の必要がある場合には、別に定めるところにより、休憩時間の時間帯を変更することがある。

2 教職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。